

保健所 4 - 1

許認可等の内容	ふぐ処理師の免許		
根拠法令及び条項	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第1項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>県条例及び県規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第1項、第8条及び第9条</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第6条及び第7条</p>			

保健所 4 - 2

許認可等の内容	ふぐ処理師免許証の書換交付		
根拠法令及び条項	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第4項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>県条例及び県規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第4項</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第10条</p>			

保健所 4 - 3

許認可等の内容	ふぐ処理師免許証の再交付		
根拠法令及び条項	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第 4 条第 5 項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>県規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第 1 1 条</p>			

保健所 4 - 4

許認可等の内容	ふぐ取扱い営業の認証		
根拠法令及び条項	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第 12 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	保健所長
標準処理期間	10日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>県条例及び県規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第 1 2 条第 2 項</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第 1 9 条</p>			

保健所 4 - 5

許認可等の内容	ふぐ取扱い営業の認証書の書換交付		
根拠法令及び条項	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第 12 条第 4 項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	保健所長
標準処理期間	10日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>県規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第 2 2 条</p>			

保健所 4 - 6

許認可等の内容	ふぐ取扱い営業の認証書の再交付		
根拠法令及び条項	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第 12 条第 5 項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	保健所長
標準処理期間	10日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>県規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第 2 3 条</p>			

保健所 4 - 7

許認可等の内容	認定営業者の地位の承継に係る認証書の書換交付		
根拠法令及び条項	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第 14 条第 2 項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	保健所長
標準処理期間	10日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>県条例及び県規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第 1 4 条第 2 項</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第 2 4 条</p>			

保健所 4 - 8

許認可等の内容	魚介類行商の許可		
根拠法令及び条項	鳥取県魚介類行商条例第 2 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	保健所長
標準処理期間	10日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>県条例及び県規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>鳥取県魚介類行商条例第 3 条及び第 8 条</p> <p>鳥取県魚介類行商条例施行規則第 2 条及び第 4 条</p>			

保健所 4 - 9

許認可等の内容	行商鑑札の再交付		
根拠法令及び条項	鳥取県魚介類行商条例第7条		
担当課	生活安全課	処分権者	保健所長
標準処理期間	10日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>県条例及び県規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>鳥取県魚介類行商条例第8条</p> <p>鳥取県魚介類行商条例施行規則第7条</p>			

保健所 4 - 10

許認可等の内容	食品営業の許可証の再交付		
根拠法令及び条項	鳥取市食品衛生条例第5条第3項		
担当課	生活安全課	処分権者	保健所長
標準処理期間	10日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>鳥取市食品衛生条例施行規則第18条</p>			

保健所 4 - 1 1

許認可等の内容	食品営業の許可証の書換交付		
根拠法令及び条項	鳥取市食品衛生条例第5条第4項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	保健所長
標準処理期間	10日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>条例及び規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>鳥取市食品衛生条例第6条第3号</p> <p>鳥取市食品衛生条例施行規則第18条第1項</p>			